

徳島県情報公開審査会答申第159号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成27年11月9日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書についての公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

〇〇土地改良区に関する下記における公文書（平成23年度～平成27年度の現在間）

- (1) 土地改良法第132条第1項に基づく関係する公文書。一例として、別紙 〇〇土地改良区検査要領の事前提出書類・検査時準備書類又検査回答書（添付書類を含む。）
- (2) 平成〇年〇月〇日〇時頃、〇〇課の〇〇補佐官に電話により、「3年ごとの検査年度にあたるので具体的日時でなくても、今の時点で行ったか若しくはまだか。」についても「教えられない」と拒否された。よって拒否した根拠（規約・規程・条例・要綱等）の関係文書
- (3) 検査を行うについての、要綱・要領

2 実施機関の決定

平成27年11月20日、実施機関は、本件請求に係る公文書を次の(1)から(13)までと特定した上で、(1)から(11)までの公文書については、条例第8条第1号、第2号及び第4号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分1」と総称する。）を行い、(12)及び(13)の公文書については、廃棄済みのため保有していないとして公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分2」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 平成23年度〇〇土地改良区検査実施に係る立案文書
- (2) 平成23年度〇〇土地改良区検査書及び検査書発出に係る立案文書
- (3) 平成23年度〇〇土地改良区検査回答書及び回答書受理に係る立案文書
- (4) 平成26年度〇〇土地改良区検査実施に係る立案文書
- (5) 平成26年度〇〇土地改良区検査書及び検査書発出に係る立案文書
- (6) 平成26年度〇〇土地改良区検査回答書及び回答書受理に係る立案文書
- (7) 平成26年度〇〇土地改良区検査回答書に係る送付文

- (8) 平成26年度〇〇土地改良区検査回答書に係る理事会議事録
- (9) 平成26年度〇〇土地改良区検査回答書に係る監事意見書
- (10) 徳島県土地改良区等検査要綱
- (11) 徳島県土地改良区等検査実施要領
- (12) 平成23年度〇〇土地改良区検査における事前提出書類及び検査時準備書類のうち検査時に取得した文書
- (13) 平成26年度〇〇土地改良区検査における事前提出書類及び検査時準備書類のうち検査時に取得した文書

3 異議申立て

平成28年1月12日、異議申立人は、本件処分1を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った（以下「本件異議申立て1」という。）。

4 諮問

平成28年2月10日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

5 異議申立ての追加

平成28年4月20日、異議申立人は、本件処分2に対する異議申立て（以下「本件異議申立て2」という。）を追加した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

(1) 本件異議申立て1について

実施機関が開示していない次のアからウまでの公文書（以下「本件公文書1」と総称する。）の公開と、実施機関が一部開示しないこととした公文書のうち、「平成26年度〇〇土地改良区検査回答書に係る理事会議事録」（以下「本件公文書2」という。）の議事の内容の部分の公開を求める。

ア 平成23年度〇〇土地改良区検査回答書に係る送付文

イ 平成23年度〇〇土地改良区検査回答書に係る理事会議事録

ウ 平成23年度〇〇土地改良区検査回答書に係る監事意見書

(2) 本件異議申立て2について

平成26年度検査における事前提出書類及び検査時準備書類のうち検査時に取得した文書（以下「本件公文書3」という。）は、現在所持していないとしても、本来は公開すべき文書に該当する。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 本件異議申立て1のうち本件公文書1について

本件処分1により公開された公文書の件名を確認すると、平成23年度が3件の公文書であるのに対して平成26年度では6件の公文書となっており、平成23年度には、本件公文書1が入っていない。

実施機関から公開された前記第2の2(2)の公文書中「平成〇年〇月〇日付け検第〇号の土地改良法に基づく検査の結果について（通知）」の本文に「回答書に理事会の議事録の写し及び回答書の内容についての監事の意見書を添えて、平成〇年〇月〇日までに農林水産部検査指導課へ提出してください。」とあり、〇〇土地改良区から提出済みであることは確認できる。

よって、本件公文書1について、文書が存在するなら公開し、無いのであれば、「部分公開決定」には該当せず、不存在の理由を付して「公開請求の拒否決定」を行うべきである。

また、このような取扱いは、徳島県情報公開審査会答申第139号（以下「答申第139号」という。）の第5の6の「付言」に抵触しており、監察局監察課は、実施機関がこの「付言」を尊重するよう強く指導を行うことを求める。

(2) 本件異議申立て1のうち本件公文書2について

ア 条例第8条第2号の該当性について

答申第139号では、総代会議事録中の議事内容について、内部管理情報が公にされると当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあるとして、非公開とした実施機関の判断を妥当としている。

本件公文書2は、理事会議事録の議事の内容の部分であるため、同様の判断が予想される。しかし、審査会の判断は公平性に欠けており、以下の主張から一般私企業とは当然明確に区別されるべきものであり、仮に内部管理情報であったとしても公開すべきである。

(ア) 「自律性への不当な侵害となるおそれがある」の「おそれがある」とは、可能性に過ぎず断定していない。以下と比較しても重要度は低い。

(イ) 〇〇土地改良区は、徳島県知事の認可法人で公共団体である。土地改良区が行う土地改良事業は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき事業を遂行するものであり自由競争原理の枠外である。また、内部管理情報が公開されても、法人としての特異性、公共性、公益性と、土地改良区の自律性を侵害されるおそれを比較しても重要度は微々たるものであり公開すべきである。土地改良法に基づき行っている事業に、公開されても自律性への不当な侵害となるおそれがあるはずがない。公開されて困るのは、土地改良法に反した事業

計画・違法行為が暴かれることである。

(ウ) 土地改良区は、行政不服審査法が適用され、役員・総代は公選制度やリコール制度、贈収賄の罪が適用になる。

(エ) 今まで国・県・市から多額の補助金・交付金が支出されている。貴重な公金が支出されている土地改良区は、土地改良法の目的及び原則に則った事業を行わなくてはならない。

(オ) 定款・事業計画の変更は、県知事の認可が必要であり、これらは公告、縦覧に供されており公開することが約束されている。

よって、議事の内容が公開されたとしても「権利」・「競争上の地位」・「正当な利益を害するおそれがあるもの」には該当しない。

また、実施機関が非公開とした情報は、理事会の具体的な審議内容であるか、法人としての事業運営方針など内部管理情報と認められる情報であるか疑問である。議事の内容であれば全て非公開との判断は誤りであり、審査会の判断を求めたい。

イ 条例第8条第2号のただし書の該当性について

〇〇土地改良区は、徳島市〇〇地区内にある徳島県の施設、徳島市の施設、地域住民等から農業用の用排水路等の他目的使用料と称して使用料を徴収している。しかし、この水路は、徳島市が所有し維持管理（財産管理・機能管理）をしている法定外公共物で、徳島市の行政財産である。また、他目的使用料は、県の認可（土地改良法第57条の2）を受けていない施設管理規程に基づくものである。このような違法な他目的使用料の徴収は、徳島市〇〇地区の徳島県及び徳島市の各公共施設及び一般事業場並びに約〇〇世帯の全住民に及んでおり、生活権及び財産権を40年以上にわたり広く侵害している。

よって、本号ただし書の「生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、公開するべきである。

ウ 条例第8条第4号の該当性について

(ア) 県の機関が行う事務に関する情報について

第8条第4号の該当性については、実施機関が開示しないこととした理由を次の項目に沿って具体的に立証する必要があるが、実施機関の説明は抽象的である。

- ① 県の機関で当該事務又は事業とは、実施機関の場合、検査が該当する。
- ② 検査の性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが対象となる。
- ③ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権を与える趣旨ではなく、検査の性質に照らして客観的に判断する。
- ④ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「お

それ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

理事会議事録を提出させる目的は、検査回答書の担保として求めたものに過ぎず、検査後の指摘事項について、〇〇土地改良区理事長の提出する検査回答書の見解・処置方針等の了解を得るためのものであり、理事会議事録の議事の内容を公開しても、実施機関が行う検査の遂行に支障を及ぼすことは考えられないため、条例第8条第4号には該当しない。仮に該当するとしても、議事録の議事の内容のうち第3号議案(土地改良法に基づく検査回答書)だけであり、検査に関係のない他の議案は公開すべきものである。

実施機関が行う3年に1回の検査が長年において不備であったため、違法な水路の他目的使用料等の徴収が見逃され、徳島市〇〇地区の徳島県(〇〇学校)を始め徳島市の12カ所の公共施設及び一般事業場並びに約〇〇世帯の全住民に被害が及んでいるものである。〇〇土地改良区は、使用料を支払っていない住民らに対して訴訟を提起し、現在係争中であるが、訴訟において、〇〇土地改良区側は、「土地改良事業計画の変更認可を受けたことはない」、「管理規程は県の認可を受ける必要はない」、「定期検査でもこの書類を提出し、県から指導を受けたことはない」旨主張している。実施機関は、監督官庁として、〇〇土地改良区に対して今までどのような行政指導を行い、何の検査を行っていたのか確認したい。

また、実施機関は、「検査は土地改良区との信頼関係のもと、土地改良区の積極的な協力が不可欠である」と主張するが、このような甘い考え・認識が土地改良区の違法行為・不当行為を助長してきたのであって、実施機関は、土地改良法第134条や第135条などの命令、第138条の罰則の適用などにより能動的な検査を実施すべきである。

(イ) 墨消しの「理事会議事録」の議事の内容について

① 第1号議案について

地元工事補助金の原資に他目的使用料を充てているが、本来組合員からの賦課金を充てるべきである。他目的使用料は水路の維持管理に充てるべきであり、目的外に使用されている。よって、議事の内容及び実態を確認したい。

② 第3号議案について、

土地改良法に基づく検査回答書は、情報公開により内容的には把握している。

③ 平成26年度他目的使用料徴収報告

土地改良法第57条の2に規定する認可を受けていない施設管理規程第10条に基づく使用料であり、ぜひ議事の内容を確認したい。

④ パンフレット配布について

偽りの内容を含んでおり、〇〇地区の住民等への配布実態がわかれば確認したい。

(3) 本件異議申立て2について

本件公文書3の中には「土地改良区検査提出資料」がある。これは、徳島県土地改良区等検査要領（以下「検査要領」という。）第6の3「検査資料の提出」に基づくもので、18頁に及ぶ膨大な資料である。内容は、各土地改良区の検査時点における事業内容が全て網羅されており、土地改良事業計画、土地改良施設の状況等も確認できる貴重な公文書である。

徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号。以下「規則」という。）別表の五の「5 通知，照会，回答その他これらに類する公文書で軽易なもの（特に軽易なものを除く。）」に該当し、「特に軽易なもの」というメモ・チラシ並の文書には該当しない。また，ファイル管理表（徳島県文書管理規程（平成13年徳島県訓令第13号）様式第8号）では，「第1分類 団体検査担当」における第4分類（簿冊名）の「検査関係一般文書」（保存期間1年）に該当する。

よって，保存期間1年未満の公文書として，検査終了後に廃棄済みとする実施機関の判断・認識及びその行為は，不適切行為に該当する。

したがって，少なくとも本件公文書3は，現在所持していないとしても，本来は公開すべき文書に該当する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭理由説明を要約すると，本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

1 本件異議申立て1の本件公文書1について

(1) 本件公文書1について

実施機関は，土地改良法第132条第1項の規定に基づき，土地改良区に法令等を遵守させ，もってその健全かつ適正な運営を確保し，土地改良事業の円滑な施行に資するために検査を行っている。検査終了後，検査要領第10の規定に基づき，検査結果を基に作成した是正及び改善を要する事項等を記載した検査書を土地改良区に対して交付し，土地改良区からは，是正及び改善を要する事項等についての見解及び措置（措置されていない場合は方針）を記載した検査回答書の提出を求めている。

本件公文書1のうち理事会議事録については，検査回答書の提出に際し，その内容が土地改良区的意思決定機関である理事会で議決されていることを確認するために参考として，監事意見書については，見解及び措置（措置されていない場合は方針）が，土地改良区の財産及び業務の執行状況を監査する立場である監事から見て妥当であると判断されているか確認するために参考として，検査回答書と併せて提出を求めた文書である。

また，検査回答書の送付文については，検査回答書の提出に際して，当該土地改良区が検査回答書の鑑として添付した文書である。

(2) 本件公文書1の管理について

実施機関では、公文書の管理を規則に基づき行っており、規則第6条において、公文書の保存期間を30年、10年、5年、3年、1年及び1年未満の期間とし、その基準は別表において定めている。また、規則第9条において、その保存期間（保存期間が延長された場合にあつては延長後の保存期間）が満了したときに徳島県立文書館に引き渡すものを除き、廃棄するものと規定している。

実施機関は、本件公文書1を規則別表の「公文書の区分」五の5「通知、照会、回答その他これらに類する公文書で軽易なもの（特に軽易なものを除く。）」に該当する公文書として、保存期間を1年と定めている。

(3) 結論

本件公文書1は、平成〇年〇月〇日付けで、〇〇土地改良区から実施機関に提出されたもので、平成26年3月31日に保存期間が満了したことから廃棄しているため、異議申立人が本件請求を行った平成27年11月9日には、本件公文書1を保有していなかった。

したがって、実施機関は、本件請求がなされた時点で保有する公文書の中から、請求されている文書について部分公開決定を行ったものである。

2 本件異議申立て1の本件公文書2について

(1) 条例第8条第2号の該当性について

本号の該当性については、平成21年6月22日付け徳島県情報公開審査会答申第68号における土地改良区の理事会議事録の議事内容についての考え方及び答申第139号における土地改良区の総代会議事録の議事内容についての考え方を参考に次のとおり判断した。

「議事の内容」には、理事会の具体的な審議内容が記載されている。

理事会は、当該土地改良区の今後の運営方針について、理事や監事が自らの意見を出して議論を行い、合意を形成し決定するために行われるものであり、審議内容は議論の段階での未確定、未成熟な検討過程の情報であり、法人の内部管理情報である。

このような情報が公開された場合、理事や監事は外部からの圧力や干渉等を受けるとの懸念から、率直な意見の交換や議論が行われず、当該土地改良区の適切な意思決定に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に規定する「公にすることにより、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

(2) 条例第8条第2号ただし書の該当性について

異議申立人は、「議事の内容」について、当該土地改良区が違法な他目的使用料等を徴収しており、地域住民等の生活権及び財産権を広く侵害していることから本

号ただし書に該当する旨を主張している。

しかし、農林水産省が示している「土地改良区定款例」によると、土地改良区は、水路等の維持管理事業に附帯して、その事業を害しない範囲内で当該施設を他目的に使用させることはできるとされており、他目的に使用する者に対し、他目的使用規程等に徴収方法等を定めて水路等の維持管理費の分担を求めることができるとされている。この他目的使用料は、土地改良法によらない徴収であって、他目的使用規程等に基づき土地改良区と使用者との間で私法上の契約を締結し、それに基づき徴収するものである。

したがって、本号ただし書の該当性については、当該土地改良区の自律性を侵害することがないように適正に保護するという観点を持ちつつ、自由競争原理の枠外で土地改良事業を行う当該土地改良区の法人としての特殊性、公共性、公益性も考慮し、公開することの公益性と保護する利益との比較衡量を行い、該当しないと判断したものである。

(3) 条例第8条第4号の該当性について

前記1(1)のとおり、理事会議事録は、土地改良区からの検査回答書の提出に際し、実施機関が検査回答書と併せて提出を求めた書類である。このため、本号に規定する「県の機関が行う事務又は業務に関する情報」に該当する。

「議事の内容」については、前記(1)のとおり、土地改良区的意思決定に関する内部管理情報である。

実施機関が土地改良区に対して行う検査は、捜査機関による搜索及び差押えのような直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、検査の実施に当たっては、土地改良区との信頼関係のもと、資料の提出や情報聴取などについて、土地改良区の積極的な協力が不可欠である。

仮に、実施機関が「議事の内容」を公開すれば、土地改良区の内部管理情報が公になることで、実施機関と土地改良区の信頼関係が損なわれるとともに、土地改良区が検査に対して非協力的又は消極的な態度をとることが予想される。その結果、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」が生じることから、「議事の内容」については、本号イに該当する。

(4) 結論

以上のとおり、「議事の内容」については、条例第8条第2号及び第4号の規定に該当すると判断し非公開としたものである。

3 本件異議申立て2について

土地改良区検査提出資料は、実施要領第6の3の規定に基づき、検査実施日の1週間前までに提出させている。この土地改良区検査提出資料は、検査を効率的に実施す

るために検査対象土地改良区の概要，業務，会計上の特殊性や問題点を事前に把握するための資料として用い，検査実施の際に確認すべき重要事項について整理を行っている。また，検査時準備書類のうち検査時に取得した書類については，本検査において非違事項に関する帳簿等を証拠書類として取得して，是正及び改善を要する事項等を記載した「検査書」を作成する際に確認するため使用している。

したがって，被検査団体が実施機関から通知した検査書の是正及び改善を要する事項に対して，理事会において決定した見解及び措置方針を記載した検査回答書に「理事会議事録」と「監事意見書」を添えて提出してもらい，実施機関がこれを受理すると，一連の検査業務が完了するので，本件公文書3を保存する必要がなくなる。そして，検査回答書を提出させる期間を2か月程度と決めていることから，規則別表の六「その他1年以上保存する必要がないと認められる公文書」として，保存期間を1年未満としている。

なお，規則第7条の規定により，課長等は，保存期間が1年以上の公文書について帳票（ファイル管理表）を作成するよう義務付けられているが，保存期間が1年未満の公文書については作成する必要がない。

よって，本件公文書3は，本件請求時にはすでに廃棄しており，保有していないため条例第12条第3項の規定により請求拒否決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は，本件事案について審査した結果，次のとおり判断する。

1 本件公文書について

実施機関は，土地改良法第132条第1項の規定に基づき，土地改良区に法令等を遵守させ，もってその健全かつ適正な運営を確保し，土地改良事業の円滑な施行に資するために土地改良区を対象とした定期検査を実施しており，検査に当たっては，検査要領第6の3の規定に基づき事前に土地改良区検査提出資料の提出を求め，同4の規定に基づき検査対象土地改良区に対し関係書類や帳簿等の整理をさせ，検査要領第8の規定に基づき検査時に必要な資料を収集する。検査終了後には，検査要領第10の規定に基づき，是正又は改善すべき事項等を記載した検査書を，検査を受けた土地改良区に交付している。その際，当該土地改良区に対し，是正又は改善すべき事項等についての見解及び措置又は方針を記載した検査回答書の提出を求め，併せて理事会議事録及び監事意見書を実施機関に提出させている。

本件異議申立て1における本件公文書1は，実施機関が平成23年度に実施した〇〇土地改良区に対する定期検査において，〇〇土地改良区から提出された検査回答書に添付されていた「送付文」，「理事会議事録」及び「監事意見書」であり，本件公文書2は，平成26年度に実施した定期検査において，〇〇土地改良区から提出された検査回答書に添付されていた「理事会議事録」である。

また，本件異議申立て2における本件公文書3は，実施機関が平成26年度に実施

した当該土地改良区に対する定期検査において取得した「事前提出書類及び検査時準備書類のうち検査時に取得した文書」である。

よって、これらの本件公文書は、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有すべき公文書である。

2 本件異議申立て1のうち本件公文書1について

異議申立人は、本件公文書1について、実施機関に提出されたことは確認できるとしており、実施機関が保有しているのであれば公開を、無いのであれば不存在の理由を付して公開請求拒否決定を行うべきであると主張している。

これに対し、実施機関は、本件公文書1は、平成26年3月31日に保存期間が満了したため廃棄しており、本件請求時点では保有しておらず、公文書公開請求の対象公文書ではなかった旨主張しているため、以下判断する。

条例における公文書の定義は、条例第2条第2項に規定されており、「当該実施機関が保有しているもの」であることが前提となっている。すなわち、公文書公開制度は、公文書の公開請求がなされた時点において、実施機関が保有する公文書をありのままに公開することを原則としている。そして、公開請求を求められている公文書の特定については、公文書公開請求書に記載された「公文書の件名」等の文言から適確に行わなければならない。その上で特定された公文書が、公開請求時点で実施機関の保有していないものであった場合には、条例第7条第2号に該当し、公開請求拒否決定を行うこととされている。

当審査会が見分したところ、本件請求において異議申立人は、「〇〇土地改良区に関する下記における公文書。(平成23年度～平成27年度の現在間) 1, 土地改良法第132条第1項に基づく関係する公文書。一例として、別紙 〇〇土地改良区検査要領の事前提出書類・検査時準備書類又検査回答書(添付書類を含む。)」と記載している。この文言から見ると、本件公文書1は、「検査回答書(添付書類を含む。)」に該当しており、公開請求を求められている公文書として特定できるものである。そして、本件公文書1は、実施機関の説明によると、平成24年5月14日付けで提出されていたとのことである。

したがって、本件公文書1については、公文書公開請求の対象公文書として特定の上、条例第12条に基づく決定を行うべきところであり、実施機関が本件公文書1を決定処分の対象公文書としていなかった点は、適切であったとは言えない。

しかしながら、実施機関の説明によると、本件公文書1について、一旦受理はしたものの、規則の規定に従い保存期間を1年と定めているため、平成26年3月31日で保存期間が満了し本件請求時点においては保有していなかったということであり、その説明に不合理な点は認められない。

よって、本件公文書1が不存在であることに変わりはない以上、実施機関に対し、改めて条例第12条第3項に基づき請求拒否決定を行わせることは妥当とは言えない。

3 本件異議申立て1のうち本件公文書2について

異議申立人は、本件公文書2に記載された情報のうち「議事の内容」の公開を求めている。これに対し、実施機関は、当該情報が条例第8条第2号及び第4号に該当し、非公開であると主張するため、以下それらの該当性を判断する。

(1) 条例第8条第2号の該当性について

ア 条例第8条第2号について

本号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めている。

本号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

本号にいう「権利」とは、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。

また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

公にすることにより、権利利益を害するおそれがあると認められるものの例としては、①生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、②経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

なお、「おそれ」の有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

イ 条例第8条第2号本文の該当性について

実施機関は、本件公文書2に記載された情報のうち、「議事の内容」が本号本文に該当するとして非公開としている。

当審査会において見分したところ、当該非公開とされた情報は、〇〇土地改良区の理事会において審議された議事の内容であり、本件検査に係る検査回答書を実施機関に提出することについての具体的な審議内容のほか、法人としての事業

運営に関する情報，人事に関する情報など，当該土地改良区の内部管理に属すると認められる情報が記載されていた。

なお，異議申立人は，非公開とされた情報が全て内部管理情報とは言えないのではないかと主張している。確かに，議事の内容の中において，議案名が出ており，この部分はすでに「1 会議事項」の中で示されている議案名と一致しているため，非公開とする必要はないとも言えるが，議事の内容のうち，この議案名のみを公開しても有意な情報とは認められず，議事の内容全体として内部管理情報に該当すると認めるのが相当である。

内部管理情報の取扱いについては，社会通念上当該法人の自由が尊重されるべきものであって，一般的に内部管理の分野としてとらえられる情報を当該土地改良区的意思にかかわりなく公にすることは，当該土地改良区の自律性への不当な侵害となるおそれがあることから，当該情報は，本号に規定する「公にすることにより，当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められる。

したがって，実施機関が非公開とした情報は，本号本文に該当する。

ウ 条例第8条第2号ただし書の該当性について

異議申立人は，〇〇土地改良区は，違法な他目的使用料を県，市，その他地域住民等から徴収しており，県，市，地区住民等の生活権及び財産権を40年以上にわたり侵害しているため，本号ただし書にいう「人の生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」であると主張している。

一般論として土地改良区が他目的使用料を徴収することができる場合があるとして，〇〇土地改良区が行っている他目的使用料の徴収が違法であるかどうかは，当審査会が判断する事項ではない。また，〇〇土地改良区が行っているとされる他目的使用料の徴収については，訴訟により係争中であるとのことであるため，現時点では，明らかに違法であるとは認められない。

したがって，〇〇土地改良区が他目的使用料を徴収していることをもって，本号ただし書に該当するとは認められない。

(2) 条例第8条第4号の該当性について

ア 条例第8条第4号について

本号は，「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

本号は，県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から，公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり，請求対象となった事務又は事業の性質上，公にすることによりその適正な遂行に

支障を及ぼすおそれがあるものであれば、広く本号の対象になる。

また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれ、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度は、単なる抽象的な可能性では足りず法的保護に値する蓋然性が要求される。

イ 条例第8条第4号の該当性について

実施機関は、本件公文書2に記載された情報のうち、「議事の内容」が本号にも該当すると主張している。

前記1のとおり、本件公文書2は、実施機関が、平成26年度に実施した定期検査終了後に検査要領第10の規定に基づき〇〇土地改良区に交付した検査書に対して、当該土地改良区から実施機関に提出された検査回答書の添付資料であることから、本号に規定する「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当する。

また、実施機関が条例第8条第4号に該当するとして非公開とした情報は、同条第2号に該当するとして非公開とした情報と同じであり、これらの情報が当該土地改良区の内部管理の分野としてとらえられる情報であることは、前記(1)イのとおりである。

そして、検査の手法は捜査機関による搜索及び差押えのような直接的又は物理的な強制力を行使するものではないことからすると、検査の実施に当たっては、「資料の提出や事情聴取等について土地改良区の積極的な協力が不可欠である」旨の実施機関の主張は否定できないが、当該情報を当該土地改良区的意思にかかわりなく公にしたとしても、土地改良区が検査に対して非協力的又は消極的な態度をとるなどして適正な検査事務の実施に支障を生じさせるおそれがあるとまでは認められない。

(3) 結論

以上のことから、本件公文書2のうち「議事の内容」の情報は、条例第8条第2号本文に該当し、非公開とした実施機関の処分は、結論において妥当である。

4 本件異議申立て2について

異議申立人は、「本件公文書3の中の土地改良区検査提出資料は、検査時点における土地改良区の事業内容が全て網羅されている貴重な公文書であり、規則別表の五の5に該当し、ファイル管理表では第4分類の「検査関係一般文書」に該当して保存期間は1年とされるべきであるところ、1年未満として廃棄した判断及びその行為は不適切である」旨を主張しているため、以下判断する。

実施機関における公文書の管理は、規則第4条第2項に基づき課長が行っており、公文書の保存期間については、規則第6条第1項に基づき、別表を基準にして定めている。

実施機関の説明によると、本件公文書3は、検査書を作成する際に確認するために使用している文書であり、検査書を送付してから2か月以内に土地改良区から検査回答書が提出され、これを受理すると一連の検査業務が完了するので、本件公文書3を保存する必要がなくなることから、規則別表の六の「1年未満」の保存期間としているとのことであり、また、保存期間が「1年未満」の公文書については、規則第7条に基づきファイル管理表を作成していないとのことである。

当審査会において見分したところ、本件処分1により公開された「平成26年度〇〇土地改良区検査書及び検査書発出に係る立案文書」及び「平成26年度〇〇土地改良区検査回答書に係る送付文」により、検査書は平成〇年〇月〇日に発出され、検査回答書は同年〇月〇日に受理されていることが窺える。

したがって、保存期間を1年未満と定めているため、本件請求日である平成27年11月9日時点では本件公文書3を保有していない旨の実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関の行った本件処分は、妥当である。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年 2月10日	諮問
3月17日	実施機関からの理由説明書を受理
4月20日	異議申立人からの意見書を受理
6月27日	審議（第136回審査会）
7月27日	審議（第137回審査会）
8月29日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議

	(第138回審査会)
10月 3日	実施機関からの口頭理由説明・審議 (第139回審査会)
11月17日	審議 (第140回審査会)
12月12日	審議 (第141回審査会)
平成29年 2月16日	審議 (第142回審査会)
3月28日	審議 (第143回審査会)

徳島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 総合科学研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士, 税理士	